

＜新型コロナウイルス感染症に係る総合事業の算定について＞

・第一号通所事業について

○新型コロナウイルス感染症の影響で、事業縮小、人数制限を事業所が行っている場合や、利用者から通所サービスをお休みしたいと連絡があった場合。

→職員が利用者宅へ訪問することは可能かどうか確認する。

1. 訪問可能な場合

職員が利用者宅を訪問し、利用者の健康状態、直近の食事の有無や時間、直近の入浴の有無や状態、当日の外出の有無等確認を行い、運動指導等を含む30分程度の訪問を週1回以上（月4回以上）行い（週2回通所予定なら週2回行い）、必ず訪問の記録を残すこと。なお、自宅外での実施も可とする。（例：自宅の周辺や庭など）

2. 訪問不可の場合

上記1の内容を電話にて確認を行い、必ず記録を残すこと。また、通所予定の回数分の電話確認を実施すること。

※上記の1、2について、大前提として、ケアマネジャー及び利用者と打合せ等を実施し、ケアプランの変更をした上で行うこと。

原則として、上記1の対応を行うこととする。訪問の拒否があった場合のみ2で対応すること。

実績報告の際に、ケアマネジャーに訪問または電話確認の内容の報告を併せて行うこと。

上記1もしくは2を行うことで通常通りの単位で算定してよいものとする。記録を残していない場合や実施が確認できない場合、返還の対象となる。なお4月については、このお知らせ以前に事業縮小や利用者から申し出があっている場合についても、4月中に上記1もしくは2の対応を週1回行えば、通常通り算定可能とする。

事業所の対応で利用者に休むように依頼していて、上記1、2の対応を行っていない場合、単位は算定できない。

・第一号訪問事業について

○各事業所や利用者の判断で、利用回数が変更した場合等、4月においては予定通り算定する。ケアプランの変更は必要。

5月以降においては、実回数に応じて算定を行うこと。

例：週3回訪問予定していたが、月途中で週2回に変更した。

→4月は予定通り週3回で算定する。5月については、週3回の予定を変更して週2回の訪問のため、週2回での算定となる。

※事業所都合により訪問回数を減らしている場合、訪問すべき予定の日にちに、電話にて利用者の健康状態、直近の食事の有無や時間、直近の入浴の有無や状態、希望するサービスの提供内容や頻度について確認をすること。電話の内容については必ず記録を残すこととする。

なお4月については、このお知らせ以前に事業縮小や利用者から申し出があっている場合についても、4月中に上記の対応を週1回行えば、通常通り算定可能とする。電話確認を行わない場合、単位の算定はできないものとする。

※上記の対応は令和2年4月20日から当面の間とします。終了する場合は再度お知らせします。

必要に応じて、内容を変更することがありますので、直方市のHPは随時確認するようにしてください。